

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年12月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ラ・ムー喜多町店
所在地 長岡市喜多町337-1 外
設置者 株式会社西源
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)・出入口の数 2箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)・出入口の数 3箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
令和5年11月16日
- 4 変更の理由
駐車場の出入口3を設置し、地域住民の利便性を高めるため。
- 5 届出年月日
令和5年11月15日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和5年12月5日から令和6年4月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp